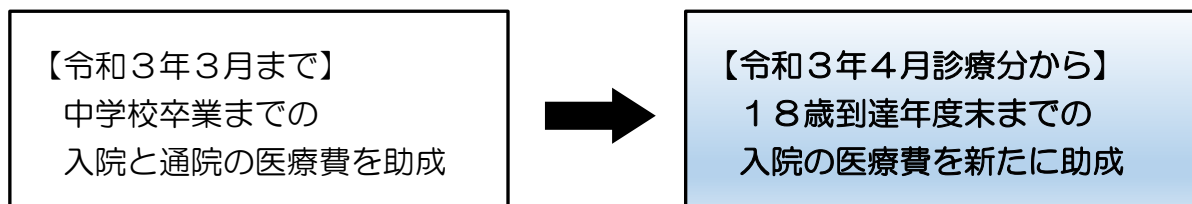


# 令和3年4月診療分から

## 子ども医療費（入院）の助成対象を18歳まで拡大します



※中学校卒業までは、これまでどおり受給者証を医療機関に提示することで自己負担はありません。

### ●中学校卒業～18歳の医療費（入院）の助成概要

- ・『子ども医療費受給者証』は交付しません。
- ・入院費用を医療機関でお支払いした後、国保医療課へ申請することで、入院医療費の自己負担分（保険適用分のみ）が振り込まれます。

### ●手続き方法

#### ① ご加入の健康保険組合等での手続き

※Q&A Q7参照

入院前にご加入の健康保険組合等で『**限度額適用認定証**』を取得いただくことをお勧めします。

#### ② 医療機関での手続き

医療機関窓口で『**限度額適用認定証**』を提示のうえ（お持ちの場合）、入院費をお支払いいただき、『**領収書**』を受け取ってください。

#### ③ 健康保険組合等での手続き

※Q&A Q8参照

ご加入の健康保険組合等に『**高額療養費**』及び『**附加給付**』の支給対象となるか確認し、対象となる場合は申請してください。支給の有無を確認できるのは、診療月の翌々月以降になります。

#### ④ 市役所での手続き

健康保険組合等から高額療養費等の『**支給決定通知書**』が発行された方、または③で高額療養費の支給対象とならなかった方は、国保医療課で『**子ども医療費支給申請**』をしてください。

※知立市国民健康保険にご加入の方は、『**国民健康保険高額療養費支給申請**』を同時に手続きしてください。

### ●手続きに必要なもの

- ・医療機関の領収書（保険点数が分かるもの）
- ・入院した人の健康保険証
- ・保護者（保護者のいない人は入院した人）の預金通帳
- ・認印（スタンプ印不可）
- ・限度額適用認定証（お持ちの場合）
- ・医師の意見書（入院にかかる補装具の場合）
- ・健康保険組合等が発行する『**支給決定通知書**』（支給がある場合）

※領収書及び医師の意見書は、健康保険組合等に提出した場合、コピー可

問合せ先：知立市役所 保険健康部 国保医療課 医療係  
電話：0566-95-0151（直通）